

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社（以下「会社」という。）に入社し、B支店が施工するC駅改良の作業所に配属され、工事の写真撮影、工事記録の作成等の業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、D県E市のE駅東口歩道橋Fコンコースより飛び降り、脊髄損傷等の負傷を負った。

請求人は、質的・量的に過重な労働により、心身ともに疲弊し、うつ病にり患していたところ、致死性の高い手段を用いて自殺企図に至ったとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害については、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、G医師、H医師の意見書の内容等を踏まえ、平成〇年〇月末頃、ICD-10診断ガイドラインの「F4神経症性障害」を発病したとの意見を述べており、当審査会としても専門部会の意見を妥当と判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の業務による心理的負荷について検討する。

ア 本件疾病発病前おおむね6か月の間及び発病後に認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

イ 業務による具体的出来事

請求人は、「平成〇年〇月〇日、当時在職していたA会社に出勤する途中、D県E市のE駅東口歩道橋Fコンコース上から転落し、傷病を負ったものであるところ、請求人には、業務以外に本件事故に起因する事由が一切なく、業務と本件事故との間には相当因果関係があるから、本件事故は、労働災害である。」と主張している。当該主張を、認定基準の具体的出来事に当てはめると、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると考えられる。

請求人等の面談記録によると、「精神的な症状が始まった時期は平成〇年〇月、〇月頃で、労働時間が長く、精神的にもきつく、時間外労働は毎日あ

り、1か月当たりの時間外労働は100時間を超えていた。勤務実績報告書・時間外労働命令書は自分自身で記載していたが、実態を把握したものではなかった。○月中旬くらいから実際と異なる時間を記載した。実際は21時～22時くらいに会社を出ていた。」と述べている。また、業務の内容等について特に対応が困難であったもの等は挙げていない。

しかし、この点について、Iは聴取において、要旨、「請求人とは同じC駅作業所の配属で、事務所での机の配置も同じ島で向かい合って座っていた。帰りの時間も同じような業務をしているので、どちらが極端に遅くなるということとはなかった。○月の最初の頃は18時くらいに帰ることが多く、○月以降も、19時から20時までの間に帰っていたことが多かった。残業の内容は、作業日誌の作成、写真の整理等を行っていた。」と述べている。

また、監督署長が認定した請求人の時間外労働時間数は、発病前1か月は53時間45分、発病前2か月は78時間40分、発病前3か月は24時間、発病前4か月は39時間15分、発病前5か月及び発病前6か月は0時間であることが認められ、休日等も確保されていることから、精神障害を発病させるほどの恒常的な長時間労働に従事していたとは認められない。

したがって、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と評価するのが妥当と判断する。

- (4) 業務による心理的負荷以外に特段の心理的負荷、個体側要因は認められない。
- (5) 以上より、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。